

料金後納郵便

〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
〇〇マンション123

〇〇 〇〇 様

電気需給契約締結のお知らせ (電気事業法第2条の14・特定商取引に関する法律第5条書面)

発行日 年 月 日

【ご契約の内容およびサービス内容】※電気需給契約(以下「本契約」といいます)の契約条件および本契約に関する重要事項は、お客さまマイページ(<https://terasel.ai.site.com/elsCustomer/s/login/>)をご確認ください。 裏面もあわせて本書面の内容をよくお読みください。

ご契約者名	〇〇 〇〇 様		
ご契約場所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇マンション123		
役務のプラン名 契約電流・容量・電力	〇〇プラン	お客さま番号	
役務の種類	低圧の電力の供給(標準周波数50Hz/60Hz供給電圧100V/200V)	供給地点特定番号	0
電気需給契約締結日	2017年9月9日	供給開始日	
小売供給に係る料金 (役務の提供価格)	電気料金は、基本料金、最低料金、最低月額料金および電力量料金(燃料費調整額を含みます)ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計(割引がある場合はその額を引いた額)といたします。基本料金、最低料金、最低月額料金および電力量料金は、お客さまが当社指定の申込方法により申込みされたプランに基づきます。料金プランおよび電気料金の詳細は、電気料金メニュー約款をご参照ください。		
料金の支払方法	電気料金については、株式会社エネクスライフサービスから		
支払時期(支払日)			
解約手数料 その他注意事項	お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に本契約を解約する場合において、一般送配電事業者から小売電気事業者を通じて当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。		
お問い合わせ先	本書または本契約についてご不明な点がございましたら、以下窓口までご相談ください。		
媒介業者	九州電力株式会社		
初回マイページ ご登録方法	認証コード 00000000	初回登録URL	https://terasel.force.com/elsCustomer/s/firstLogin

重要 親展

電気需給契約締結のお知らせ

【役務提供事業者の住所・名称・電話番号】

【小売電気事業者】
九州電力株式会社
〒810-8720 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号

【取次業者】
株式会社エネクスライフサービス(差出人)
〒100-6027東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビル27F

【媒介業者】

大切なお知らせです。

左右2か所からゆっくりはがして中をご確認ください。
雨などで濡れている場合、十分乾かしてから開封してください。

計量方法および 料金調定の方法	当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者が計量した使用電力量を基に、電気料金の算出を行います。
託送等約款上の 遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者の供給設備に故障等障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合には、一般送配電事業者へ通知すること。 電気工作物の改修・検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、本小売電気事業者または一般送配電事業者の従業員が敷地内に立ち入らせていただくこと。 電力負荷測定に必要な通信設備の設置場所等お客さまに電気供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること。 お客さまの電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担に必要な調整または保護装置を必要場所に施設していただくこと。 お客さまに電気計器その他の用品および配線工事その他の工事に関する費用を負担いただく場合があること。
停電時の問合せ先	地域を管轄する一般送配電事業者までお問い合わせをお願いいたします。(例：東京電力、関西電力など)
電源構成にかかる 注意事項	再エネプランご契約のお客さまの電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。
契約期間	1年(供給開始日から1年目の日まで)

【クーリング・オフに関するお知らせ】

1. お客さまが訪問販売でお申込みされた場合、【電気需給契約の締結のお知らせ】を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(電子メールまたはお客さまマイページによる通知)により無条件でお申込みの撤回または本契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、お客さまが書面または電磁的記録を発信した時(郵便印付付など)から発生します。

2. この場合、①お客さまは、損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。②すでに供給された役務に関する費用は当社が負担します。③お客さまは、すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまは、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価その他の金銭の支払を請求されることはありません。⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地、または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面または電磁的記録が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。

左右2か所からゆっくりはがして中をご確認ください。
雨などで濡れている場合、十分乾かしてから開封してください。

契約更新の取扱	契約期間満了日の30日前までに当社に本契約終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年後と同一条件で継続されます。この場合、当社は更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間をお客さまマイページへの掲載によりお知らせいたします。
お客さまの申し 出による本契約 の変更・解約	本契約の変更の申し出は、ご希望日の30日前までに表面のお問い合わせ先への電話もしくはお客さまマイページにて通知いただきます。本契約の解約の申し出は、解約希望日を表面のお問い合わせ先への電話、お客さまマイページでの通知もしくは当社ウェブサイトからの通知を行うこと、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込を行ったことにより、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。
当社の本契約 解除理由(右記 の事項に該当 する当社が 判断した場合、 当社は解除 する日の15日 前までに当社 が適当と判断 する方法にて通 知をした上で、 本契約を解除 することがあり ます)	<ul style="list-style-type: none"> お客さまが本契約の電気需給契約も含めた料金の支払期日を20日経過してなお支払わない場合。 お客さまが電気需給契約により支払いを要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気需給契約に違反した場合。 お客さまが当社または当社の媒介業者との本契約以外の契約の料金支払義務その他の債務について、支払期限日を経過してもなお支払しない場合。 お客さまが反社会的勢力であると判断した場合、又は反社会的勢力と判断される状態となった場合。 託送供給約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気供給が停止されている場合。 差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合。 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申し立てを受けた、または自らこれらの法的整理手続きの申し立てをなした場合。
請求方法	電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、お客さまマイページを通して電子データによりお客さま開示し、当社は当該電子データの提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。
債権の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、お客さまの電気料金および支払いを要することとなった電気料金以外の工事費負担金その他の費用に係る債権を、媒介業者に対して包括的に引継ぎに譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。譲渡対象債権の取り扱いは、「本約款」および「料金メニュー約款」に定めのある事項のほか、媒介業者の契約約款等に定めるとします。 譲渡対象債権が媒介業者に譲渡された場合には、お客さまは譲渡対象債権について、電気需給約款第15条の規定にかかわらず、媒介業者がお客さまに交付する請求書

契約にかか る注意事 項	供給する電気は、本小売電気事業者が供給いたします。本小売電気事業者の情報は役務提供事業者情報をご確認ください。
約款変更に関 する事項	<ul style="list-style-type: none"> 電気需給約款または電気料金メニュー約款を変更する場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款または電気料金メニュー約款の内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイトまたはお客さまマイページへの掲載など(「当社が適切と考える方法」)により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款または電気料金メニュー約款によりします。 電気需給約款または電気料金メニュー約款に記載する供給条件その他のお客さまとの本契約に関する供給条件が変更された場合、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 (1)供給条件の説明および供給条件に関する契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち変更事項または更新後の契約期間のみを説明し、記載します。 (2)供給条件に関する契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、本小売電気事業者の名称および住所、契約年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載します。 上記にかかわらず、電気需給約款または電気料金メニュー約款の変更が、法令の制定または改廃ともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更と認められる内容である場合には、供給条件の説明および供給条件に関する契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。
取次業務委託 契約終了後の契約 変更等	当社と本小売電気事業者との取次業務委託契約が解除その他の理由により終了し、当社と本小売電気事業者との協議に基づき、当社が指定する小売電気事業者から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨とその他の必要な事項を当社が指定する小売電気事業者または本小売電気事業者に代わり、お客さまに当社が適切と考える方法により通知するものとします。この変更が生じた場合は、当社が指定する小売電気事業者は、遅滞なくその旨とその他の必要な事項をお客さまに書面により通知するものとします。